

空き家のことで困った時は専門家へ相談

持ち続けるのも手放すのも所有者の意向です。1人で考えるのではなく、専門家に相談することも大切です。

平戸市では、ワンストップで空き家などの管理・活用に取り組む法人を、空家等管理活用支援法人に指定し、空き家に関する幅広い相談を受付できる体制を整えていきます。

○支援法人の業務例

- ▶ 空き家所有者や空き家活用希望者への利活用・解体の支援
- ▶ 空き家などの状態の確認、改修や管理

支援法人の指定

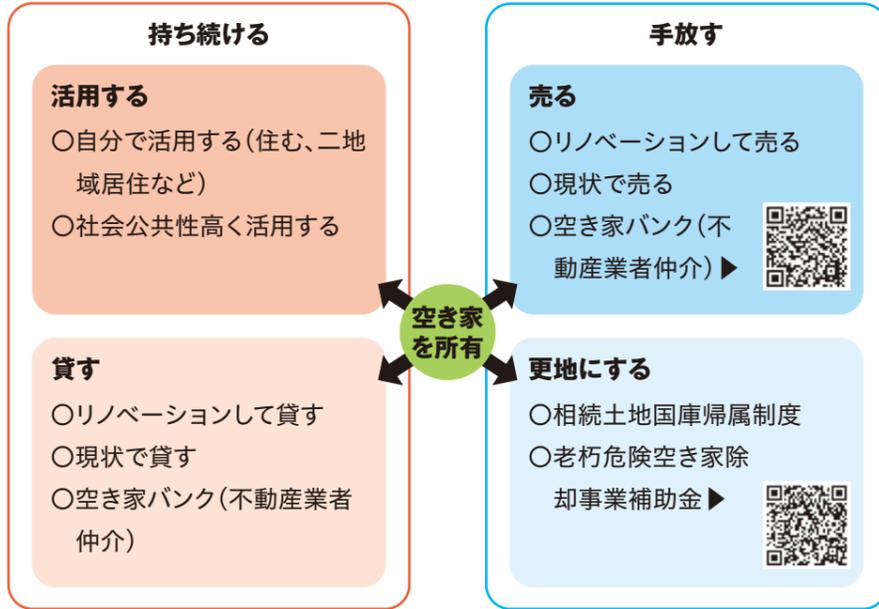
令和7年1月から支援法人の申請に関する相談を開始し、審査を行います。

指定後に、平戸市ホームページなどで公表します。

支援法人の指定はこちら▶



空き家(実家など)を所有してからの主な流れ

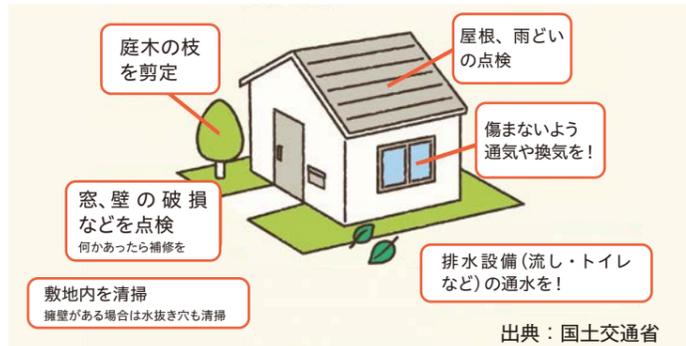


出典：(一社)全国空き家アドバイザー協議会じゃぱとら令和5年10月号

適切に管理しましょう(空き家管理チェックリスト)

空き家を所有すると上の図のように選択肢となるのが、「持ち続ける」、「手放す」の2つです。「持ち続ける」場合は、住まいを適切に管理することが重要です。

使用せずに空き家にしておくと、不具合が発見されにくく、傷みが早く進行する傾向がありますので、空き家管理チェックリストを活用して、定期的に点検や清掃などを行いましょう。



空き家管理チェックリストはこちら▼



知る・話し合う(住まいのエンディングノート)

住まいのエンディングノートは自身のことや、もしもの時の連絡先、家系図、所有している不動産、住宅ローンなどの借入金、貴重な家財など住まいについてのさまざまな事を記入できます。住まいのエンディングノートを活用し、自分自身や相続した家族などが空き家の問題で困らないよう、元気なうちから将来の我が家について家族で話し合いましょう。



住まいのエンディングノートはこちら▼



出典：国土交通省・日本司法書士会連合会・全国空き家対策推進協議会



家族や地域で考えよう

新たな空き家の発生を未然に防ぐ取り組みとして、住教育セミナーや空き家に関する生涯学習まちづくり出前講座を開催しています。自治会やサークルなど、みなさんと一緒に住まいの未来について考えてみましょう。

の相談も行っています。空き家バンクで家を売却したいが、家が先代名義で売却の前に相続の手続きが必要なケースもあり、相続の話がうまくまとまらず、手続きが進まないこともよくあります。昨年4月から、相続登記が義務化されました。住まいのエンディングノートを活用し、住んでいる家を将来どうするか、若い世代と親世代、家族みんなで話し共有しましょう。

空き家になる前に

当協議会では、空き家バンクの相談も行っていきます。空き家バンクで家を売却したいが、家が先代名義で売却の前に相続の手続きが必要なケースもあり、相続の話がうまくまとまらず、手続きが進まないこともよくあります。昨年4月から、相続登記が義務化されました。住まいのエンディングノートを活用し、住んでいる家を将来どうするか、若い世代と親世代、家族みんなで話し共有しましょう。

家を長く使い続けるために

空き家になり管理をしなくなると、家の傷みが早くなります。窓を開けて換気をしなかつたり、庭に草が生い茂ると、風通しが悪くなり、床下に湿気が溜まります。他にも、水を流さないため、排水管内の水が蒸発して、虫の侵入や匂いが逆流する原因になります。

空き家になった場合は、費用や手間はかかりますが、定期的な清掃や点検をするなど、適切に管理することが家を長く使い続けるためにも重要です。

Interview



(一社)全国空き家アドバイザー協議会 長崎県平戸支部事務局長
福田 敏幸さん